



退職後の 国民年金の手続きについて

退職後に厚生年金保険の適用事業所に再就職する場合は、引き続き厚生年金保険に加入します。しかし、それ以外の60歳未満の人は、国民年金に加入するための手続きが必要となります。

また、退職した人に扶養されていた60歳未満の配偶者（夫・妻）についても、同様に国民年金の手続きが必要となりますのでご注意ください。

この手続きを怠ると、年金額が減る場合や、年金そのものが受け取れなくなる場合がありますので、必要な手続きを行ってください。

国民年金の第1号被保険者となる 場合

60歳未満で、自営業者およびその配偶者等（厚生年金保険や共済

年金に加入する人やその被扶養配偶者以外の人）となる場合には、国民年金の第1号被保険者になります。

この場合には、剣淵町役場の年金窓口で国民年金の第1号被保険者となるための手続きが必要です。

提出期限は退職日の翌日から14日以内で、本人または世帯主が提出します。

第1号被保険者の保険料は月額14,980円（平成24年度）です。

保険料については、あらかじめ一定期間分（原則として半年または1年間）の保険料が割引になる前納制度や、口座振替で納付すると保険料が割引になる制度（早割制度）があります。また、保険料の納付が困難なときは、保険料の免除制度があります。



保険料免除制度

平成24年度の国民年金の保険料は月額14,980円です。

国民年金の保険料を納めることが経済的に困難なときには、申請をして認められれば保険料の全額、または一部が免除となる「保険料免除制度」や「一部納付（免除制度）」等があり、保険料の未納を防止できることになっています。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態で、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、ぜひ活用しましょう。

免除された保険料は10年以内であれば、後から納めることができます。ただし、2年を過ぎると加算額がつかます。

すでに免除の承認を受けている方が、引き続き免除の申請をされる場合も原則としては毎年度申請が必要です。

お支払いが困難なときでも未納のままにせず、免除制度をはじめ、納付猶予や納付特例等の制度がありますので、気軽にご相談ください。

※免除等は原則7月から翌年6月までの期間を対象として審査します。ただし、7月に申請する場合には、前年7月から前月6月分の期間についても申請できます。

免除の対象となる所得基準

保険料の免除を受けるには、本人のほか、配偶者や世帯主等前年所得が所得基準の範囲内である必要があります。ただし、所得基準を超えていても、災害、失業、事業の廃止等の理由によって保険料が免除される場合があります。



◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
（電話 34・2121 内線 413）
日本年金機構 旭川年金事務所
（電話 0166・72・5002）